

伊勢原市公共施設等総合管理計画（令和5年3月改訂）【概要版】

1 計画の目的と位置付け等

【本編:P1～3】

(1) 計画策定の背景と目的

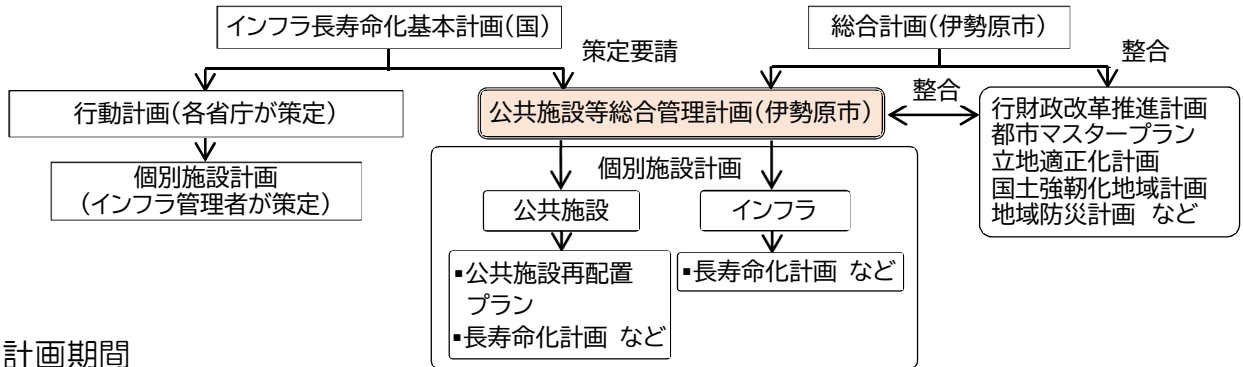
人口減少、超少子高齢化の進展に伴い、厳しい財政状況が見込まれる中で、本市の公共施設等の多くで老朽化が進行しており、今後、改修や更新の時期が集中し、多額の費用が必要となります。

このような中で、公共施設等の老朽化や市民ニーズの変化などに対応し、安全・安心な行政サービスを継続的に提供していくためには、公共施設等の『最適化』を目指していく必要があります。

平成28(2016)年に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の見直しの取組を進めてきましたが、策定から7年が経過し、これまでの取組や新たに顕在化した課題への対応方針を反映させる必要が生じたことや、総務省が示す「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」の改訂などを踏まえて、公共施設等総合管理計画を改訂しました。

(2) 計画の位置付け

本計画は、平成25(2013)年11月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体が策定することとされている「インフラ長寿命化計画(行動計画)」として位置付けられるものであり、中長期的な視点により、本市の公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、『最適化』を実現していくための基本的な方針を示しています。また、行財政改革推進計画など、関連する諸計画との整合を図ります。



(3) 計画期間

令和5(2023)年度から令和34(2052)年度までの30年間を計画期間としています。

なお、計画期間中であっても、関連する各種計画の改訂や、今後の公共施設を取り巻く社会経済情勢等や将来の見通し等の変化に対応するため、概ね5年ごとを目途に、必要に応じ、柔軟に計画を見直します。

(4) 対象施設

本計画は、庁舎等、地域コミュニティ施設、保健・福祉施設、学校教育施設などの「公共施設」及び公園施設、道路、橋りょう、トンネル、下水道施設の「インフラ」を対象とします。

▼ 公共施設の対象施設

大分類	中分類
1 庁舎等	(1)本庁舎等、(2)消防庁舎等、(3)駐車場施設、(4)倉庫施設、(5)その他施設
2 地域コミュニティ施設	(1)コミュニティセンター、(2)その他施設
3 保健・福祉施設	(1)保育・子育て支援施設、(2)障がい福祉施設、(3)高齢者福祉施設、(4)その他施設
4 学校教育施設	(1)義務教育施設、(2)その他施設
5 社会教育施設	(1)公民館、(2)文化・教養施設
6 スポーツ・レクリエーション施設	(1)スポーツ施設、(2)レクリエーション施設、(3)広場
7 市営住宅	(1)市営住宅
8 環境衛生施設	(1)環境衛生施設、(2)公衆トイレ
9 その他施設	—

▼ インフラの対象施設

区分	種別・棟名等
公園	街区公園、近隣公園、運動公園
道路	—
市道(橋りょう)	—
道路トンネル・大型カルバート	—
林道(橋りょう)	—
下水道(管渠)	—
下水道(終末処理場)	管理棟、自家発電機棟、沈砂池・ポンプ棟、水処理施設、汚泥処理棟、汚泥搬出棟
下水道(ポンプ場)	下落合第1・第2中継ポンプ場、東大竹中継ポンプ場

2 人口動向及び財政状況

[本編:P 4 ~10]

(1) 人口の推移と推計

令和2(2020)年の人口は約102千人ですが、20年後の令和22(2040)年には約92千人に、40年後の令和42(2060)年には約74千人にまで減少すると推計されています。

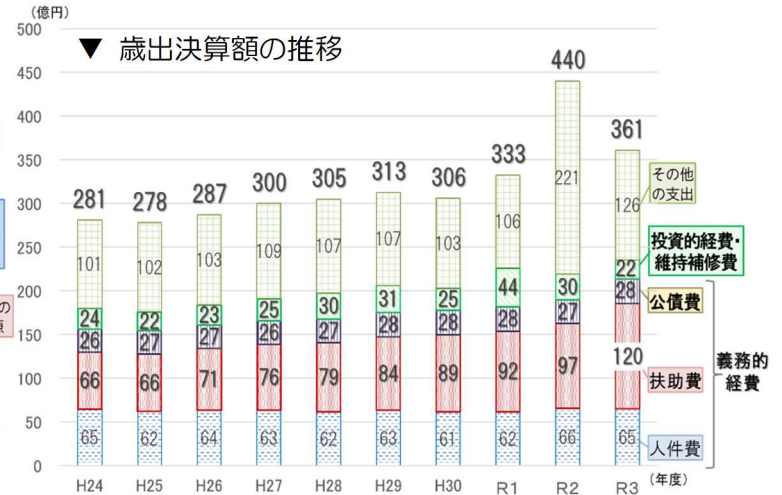
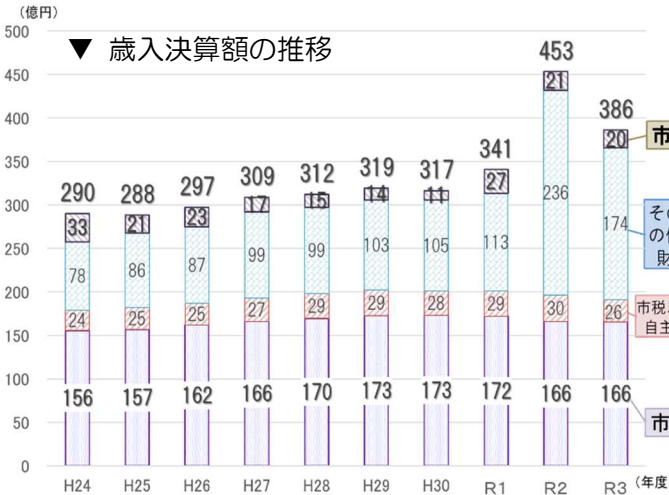
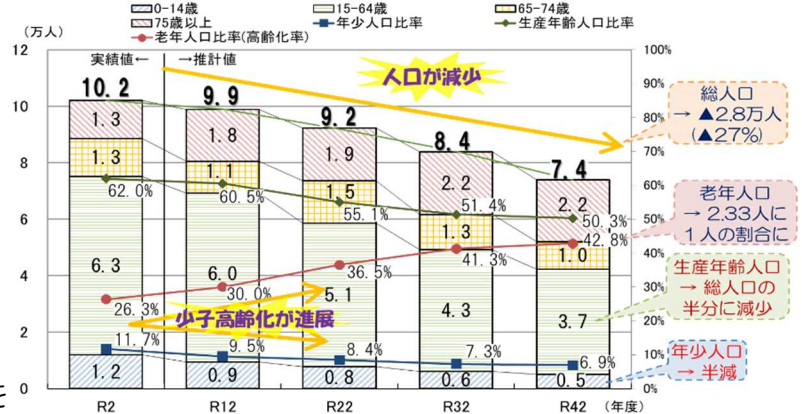
こうした本格的な人口減少・少子高齢化の進展に伴い、地域経済の活力低下や社会保障関連経費の増加などが懸念されます。

(2) 財政状況(歳入・歳出)

歳入については、市税が全体の50%以上を占めていますが、生産年齢人口の減少等により、大幅な増加は期待できないものと見込まれます。

一方、歳出については、今後も人口減少や少子高齢化の進行に伴って、児童・高齢者・障がい者などの支援に係る扶助費の増加が見込まれるなど、経常的に支出が必要な義務的経費が増嵩しており、今後、公共施設等の維持・修繕・建替などに必要な財源を確保することは、これまで以上に厳しくなることが懸念されます。

▼ 人口の推移と推計



3 公共施設等の現況及び将来見通し

[本編:P11~28]

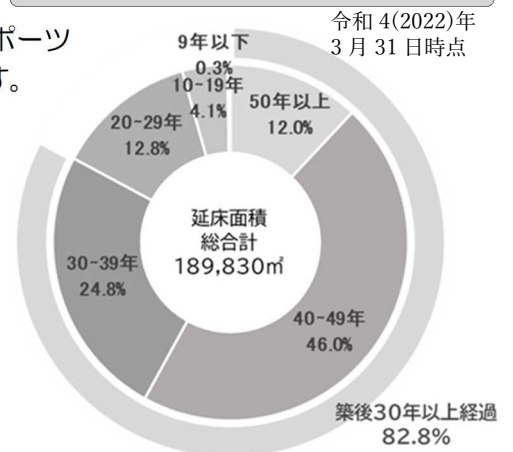
(1) 公共施設の現況

本市には、建物を有する公共施設が195施設(266棟)あり、スポーツ等多目的に利用される広場をあわせると214の公共施設があります。

公共施設の延床面積の合計は約19万㎡で、このうち、学校教育施設と社会教育施設との合計では全体の約7割を占めています。

築30年以上経過している建物の延床面積の合計が全体の約80%以上を占め、施設・設備の老朽化が進行しており、10年後には約6割が築50年以上となるなど、今後、老朽化した施設の改修や更新の時期が集中するため、多くの費用が必要となります。

公共施設の建築時期別内訳(延床面積)



区分	保有量
公園	148箇所 410,206㎡(面積)
道路	1,456路線 421,506m(延長)
市道(橋りょう)	220橋 2,323m(延長)
道路トンネル・大型カルバート	3本 154m(延長)
林道(橋りょう)	3橋 37m(延長)
下水道(管渠)	管渠延長計 326,604m
下水道(終末処理場・ポンプ場)	終末処理場計 15,868.21㎡ ポンプ場計 933.69㎡

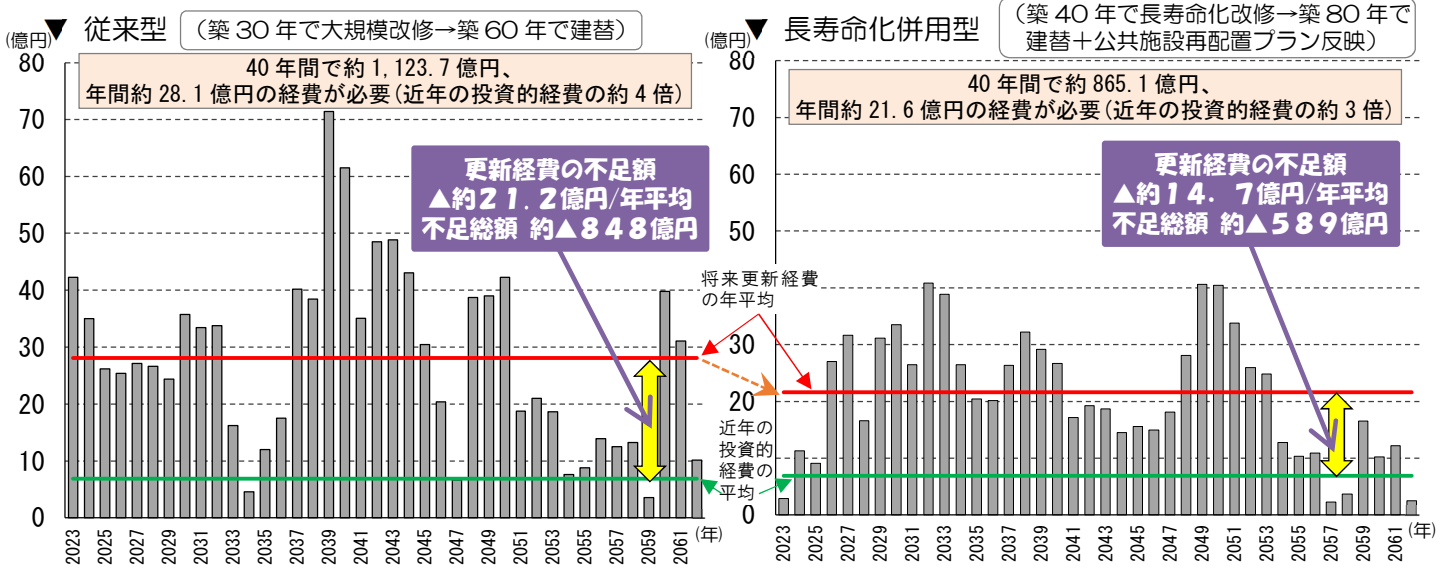
(2) インフラの現況

インフラは、老朽化が進行していることから、これらの施設の安全・安心を確保するため、計画的な修繕や更新を行う必要がありますが、これらの予算の確保が年々難しくなっています。

公共施設の維持管理・更新等に係る経費

【本編：P16-22】

公共施設の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みを示します。



長寿命化併用型の場合でも、近年の投資的経費の平均を大幅に上回る財源不足が見込まれることから、さらなる更新経費や管理運営経費の削減が必要。

インフラの維持管理・更新等に係る経費

【本編：P26-27】

インフラの更新等に係る将来更新経費は、個別施設計画に基づく対策(長寿命化対策等)を反映した場合でも、今後40年間で約728億円と大きな財政負担が見込まれています。

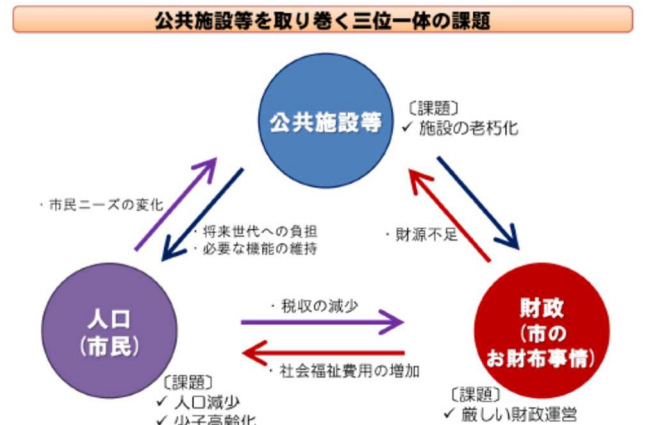
区分	事後保全による維持管理を行った場合の経費の見込額	個別施設計画に基づく対策を反映した場合の経費の見込額	個別施設計画に基づく対策の効果見込額(40年間)
市道	約316.9億円	約316.9億円	—
市道(橋りょう)	約71.5億円	約30.7億円	約40.8億円
道路トンネル・大型カルバート	約2.3億円	約1.0億円	約1.3億円
下水道(管渠)	約315.5億円	約153.5億円	約162.0億円
下水道(終末処理場・ポンプ場)	約357.8億円	約226.2億円	約131.6億円
計	約1,064.0億円	約728.3億円	約335.7億円

4 公共施設等の現状や課題に対する基本認識

【本編：P11~31】

将来にわたり、現在の公共施設の総量を維持し続けることは不可能であり、真に必要な行政サービスを持続可能なものとするため、公共施設等の効率的な管理、更新経費の削減や平準化、維持管理経費の削減などを図る必要があります。

また、公共施設については、様々な機能を融合させて、施設の規模は縮めても機能は充実させる『縮充』の考え方のもとで、長寿命化・統廃合・多機能化・複合化・集約化などにより、公共施設の質と量の『最適化』の取組を進める必要があります。



【公共施設についての見直しコンセプト・イメージ】

現在の公共施設

公共施設の縮充
 様々な機能を融合させて、施設の規模は縮めても機能は充実させる

公共施設の最適化

- 施設の総量・配置の**最適化**
- 施設の活用の**最適化**(有効活用)
- 施設の運営の**最適化**(効率的な運用)
- 施設の管理の**最適化**(施設の保全・態勢の整備)

将来の目指す方向

量の最適化

- 多機能化・複合化
- 統廃合等

質の最適化

- 施設性能・施設サービス機能の継続・質の向上
- 運営コスト等の効率化
- 安全安心の確保
- 利便性向上(防災・減災、バリアフリー化)

5 公共施設等の数値目標

〔本編:P32~33〕

中長期的な視点による公共施設の縮充・最適化の取組の進捗状況を把握し、着実に推進するため、次のとおり、数値目標を設定します。

公共施設	◇ 本計画の公共施設等の管理に関する基本的な方針及び個別施設計画をもとに、『 <u>公共施設の延床面積の合計を、今後30年間で約10%縮減する</u> 』ことを目指します。
インフラ	◇ 具体的な数値目標を設定せずに、原則として、現在の投資額(一般財源)の範囲内で新規整備と改修・更新をバランスよく実施するとともに、様々な取組により、効率的な施設管理や維持管理経費の削減を図ります。

*数値目標については、今後の動向を考慮しながら、本計画の見直しにあわせて検証を行います。

6 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

〔本編:P34~38〕

公共施設等に関する現状や課題に対する認識を踏まえた上で、今後、本市として、更新・統廃合・長寿命化など、公共施設等をどのように管理していくかについての基本的な考え方を、次のとおり整理しています。

1) 点検・診断等の実施方針	・定期的な法定点検や日常点検の実施 ・点検結果等の施設情報の集積 など
2) 維持管理・更新等の実施方針	・「予防保全型」への転換 ・改修等の優先順位の設定 ・機能の代替や集約化・複合化の検証 ・ライフサイクルコストの低減 など
3) 安全確保の実施方針	・利用度が高いものの、危険度が高い施設は、他の施設への機能移転・複合化 など ・危険度が高く、利用見込みの低い公共施設は、廃止等 など
4) 耐震化の実施方針	・継続保有する施設は耐震性を確保 ・旧耐震基準で耐震性が不明な施設は原則廃止(撤去) ・非構造部材の安全対策 など
5) 長寿命化の実施方針	・計画的かつ効率的な予防的修繕等により施設の長寿命化を推進 など
6) ユニバーサルデザイン化の実施方針	・利用者のニーズや施設固有の状況を踏まえながら、ユニバーサルデザイン化を推進 など
7) ゼロカーボンシティの実現に向けた推進方針	・環境負荷の低減による二酸化炭素排出量の削減や施設管理運営の省エネルギー化に資する設備等への転換・導入等の促進 など
8) 統合や廃止の推進方針	・「公共施設再配置プラン」を策定し、施設保有量の最適化を図る など
9) 新規施設の抑制に関する方針	・既存の施設の有効活用を図ることを原則とする など
10) 地方公会計(固定資産台帳等)の活用方針	・公共施設等に関する情報の一元化を図るため、毎年度、固定資産台帳、公共施設情報を更新する など
11) 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針	・民間利用の可能性を調査し、売却を含めて利活用を検討し、施設保有量の最適化を図る など
12) 広域連携の推進方針	・公共施設の利用・共同運営・共同設置等をさらに検討 など
13) 自主財源の確保に関する方針	・受益者負担の適正化 ・広告収入の確保 ・ネーミングライツ ・公共施設等総合管理基金の計画的な積立と効果的な活用 など
14) 市各種計画との連携	・「総合計画」や「立地適正化計画」などとの整合 など

7 公共施設等の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針〔本編:P39~70〕

公共施設とインフラについて、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定めます。

公共施設については、施設類型ごとに「機能」・「建物」・「管理運営」に分けて、管理に関する基本的な方針を定めます。

8 計画の推進に向けて

〔本編:P71~72〕

- 限られた経営資源を効果的に活用しつつ、公共施設等を適正に維持・保全し、持続的に市民サービスを提供していくために、施設所管ごとの縦割りによる管理・区分に捉われず、庁内横断的な体制により連携を図り、着実かつ効果的に公共施設マネジメントの取組を推進します。
- 公共施設等を取り巻く現状や課題を市民に分かりやすく提示し、公共施設等のマネジメントの必要性に係る意識の共有を図ります。
- PDCAサイクルにより、公共施設等マネジメントの評価検証・進捗管理及び見直しを行います。

伊勢原市公共施設等総合管理計画

『施設類型ごとの管理に関する基本的な方針』の概要

〔本編:P39～70〕

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を示します。(公共施設等総合管理計画の抜粋)

《公共施設》

本庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災拠点としての強化、行政機能の複合化、さらなる機能の集約化の検討 ◆ 本庁舎の狭あい化等の喫緊の課題の解消、来庁者の利便性の向上、子育て支援機能の充実 ⇒ 市役所分庁舎の整備を推進 ◆ 将来を見据え、行政センター地区の他施設との複合化等、今後の施設のあり方を検討 ◆ 包括的な施設管理業務委託手法の導入に向けた検討
駅窓口センター	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 伊勢原駅北口で検討が進められている市街地再開発事業にあわせて、移転等の検討 ◆ 利用状況や需要動向等を総合的に勘案 ⇒ 駅窓口センター業務のあり方を検討
消防庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防本部・消防署本署；施設・設備の老朽化、狭あい化 ⇒ 移転・建替を進める
消防団車庫・待機室	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防団の再編を含めた組織及び配置のあり方の協議、消防団施設の再配置を検討 ◆ 「消防団施設整備計画(仮称)」を作成(大規模改修が生じる段階で建替等) ◆ 建替に当たって、借地の解消に努めるとともに、他の公共施設との複合化を検討 ◆ 建替に際しての施設の整備水準に係る基準を作成
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 駅北口臨時駐車場；伊勢原駅北口地区の市街地再開発事業にあわせて、あり方の見直し ◆ 大山第一・第二駐車場；指定管理者制度を含めた管理運営方法を検討
自転車等駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 鉄道駅への自転車等の乗り入れ台数を精査し、駐輪場の必要台数を分析 ⇒ 施設の再配置・集約化を検討 ◆ 民間との役割を明確化 ⇒ 民間事業者と連携した施設配置を検討 ◆ 指定管理者の募集に際して、要求水準書の内容を精査するなど、見直しを進める ◆ 利用する/しない市民との負担の公平性 ⇒ 料金設定の水準を含む受益者負担の適正化
倉庫施設	<p>《防災備蓄倉庫等》◆ 備蓄品の地域配備の考え方 ⇒ 配置・管理運営のあり方を検討</p> <p>《北三間農村広場倉庫》◆ 倉庫内の備品等の利用状況を精査し、必要性を含め検討</p>
コミュニティセンター・地域集会所	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民力・地域力を活かして、市民・地域と行政との協働により様々な地域課題を解決していく「新しい地域づくり」の推進が重要な課題 『地域の活動拠点となる施設』(コミュニティセンター) ◆ 地域と行政が連携して、地域課題を解決するための学習や実践活動をする拠点 ⇒ 公民館を含め、地域の実情に応じて設定 ◆ 配置のあり方を検討。今後も公共施設して管理運営し、計画的に改修を行い、長寿命化を図る。他の機能との複合化を含めて、今後のあり方を検討。 ◆ 「新しい地域づくりのあり方」について、自治会をはじめ関係機関等と協議・検討するとともに、地域づくりに当たっての方向性を示す「地域づくりの仕組み」を検討 ◆ 地域力・民間活力を活用した指定管理者制度による運営を基本とし、業務内容の明確化を図るとともに、活動を支援するための仕組みづくりや受益者負担の適正化について検討 『地域コミュニティの場』(地域集会所・児童館・福祉館・老人憩の家) ◆ 地域集会所等の地域住民が自主的な活動を行う施設 ◆ 原則として、耐震基準を満たし今後も使用が可能な施設 ⇒ 無償譲渡(譲渡に当たっての基準は、別途、作成) ◆ 旧耐震基準で老朽化が進んでいる施設 → 安全性が危惧 ⇒ 原則として廃止(除却)、(地域が施設の状況を理解した上で譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について地元自治会と協議)
市民活動サポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県からの借用施設で老朽化が進行 ⇒ 行政センター地区の公共施設の再配置の検討とあわせて、他施設への機能移転を検討

保育所	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 園によっては、定員を下回っている&老朽化が進行 ⇒ 「伊勢原市公立保育所民営化方針」に基づき、公立保育所の役割を明確にした上で、経営及び配置のあり方を検討 ◆ 公立保育所として維持する施設は、計画的に建替等
児童コミュニティクラブ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童1人当たりの面積基準など、児童の安全性と利便性の確保を考慮し、施設を配置 ◆ 小学校の適正規模・適正配置の検討結果に基づき、改めて施設配置のあり方を検討 ◆ 段階的な民間委託の拡充
児童館	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 放課後子ども対策の一元化が課題 ⇒ 児童コミュニティクラブや放課後子ども教室も含め、児童館のあり方を検討 ◆ 児童館機能と他の機能との一体化を図る中で、別途、検討する『地域の活動拠点となる施設』のあり方とあわせて、他の公共施設への機能移転も検討 ◆ 他の公共施設へ児童館機能を移転する場合 ⇒ 市民・地域との協働による児童館機能の管理運営手法も検討 ◆ 児童館機能を移転後の建物 ⇒ 『地域のコミュニティの場』として集会施設に転用 ◆ 集会施設に転用した施設で、 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震基準を満たし、今後も使用が可能な施設 ⇒ 転用後に地域の活動に使用しやすいように、施設の改修のあり方を含め、無償譲渡について地元自治会と協議（地域に譲受けの意向がない場合は、廃止） ・旧耐震基準で老朽化が進んでいる施設 ⇒ 原則として廃止（除却）、（地域が施設の状況を理解した上で譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について地元自治会と協議） ◆ 譲渡に当たっての基準は、別途、作成
子育て支援センター・つどいの広場	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育て支援センター；子育てに関する悩みや相談へのきめ細やかな対応、改正児童福祉法の施行による「こども家庭センター」の設置 ⇒ 整備予定の市役所分庁舎に機能移転 ◆ つどいの広場；実施方法や他の公共施設の利活用等を含め、今後のあり方を検討
障がい福祉施設	<p>《障害福祉センター》◆ 制度的に民間事業者において同様のサービス展開・代替が可能 ⇒ 行政の役割を明確にした上で、必要な機能の維持・充実や事業展開の専門性を考慮しつつ、サービス提供の継続に向けた民間事業者への譲渡を検討</p> <p>《児童発達支援センター》◆ 機能は継続、民間による経営が可能 ⇒ 民営化を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 老朽化が顕著 ⇒ 施設は廃止し、民間施設の活用も含め、今後のあり方を検討
高齢者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域が自主的に、身近な施設を使用して地域の高齢者の生きがい活動の場や機会を提供するとともに、高齢者の居場所づくり、地域の高齢者の見守り、高齢者と子どもたちとの交流の場づくりに取り組むなど、高齢者福祉施策全体のあり方を検討 ◆ 老人福祉センター阿夫利荘；高齢者福祉施策全体のあり方の検討結果 ⇒ 他施設への機能移転・分散を前提とした上で、廃止を含めた見直し
老人憩の家・福祉館	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 『地域コミュニティの場』として、集会施設に転用 ◆ 耐震基準を満たし今後も使用が可能な施設 ⇒ 改修のあり方を含め、無償譲渡について地元自治会と協議（地域に譲受けの意向がない場合は、廃止） ◆ 旧耐震基準で老朽化が進んでいる施設 ⇒ 原則として廃止（除却）、（地域が施設の状況を理解した上で譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について地元自治会と協議） ◆ 譲渡に当たっての基準は、別途、作成
シティプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の産業・福祉・医療などの主要な交流拠点 ⇒ 長寿命化
義務教育施設 (小・中学校)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童生徒数・学級数の推移を精査、児童生徒の教育環境の向上及び社会性の確保 ⇒ 学校施設の適正規模・適正配置を検討 ◆ 学校は地域コミュニティの拠点 ⇒ 地域が利用している周辺の公共施設の機能を整理した上で、複合化を検討 ◆ 学校プール；老朽化が進行、夏季期間中に利用が限定、改修・更新には多額の財政支出 ⇒ 民間プール施設を活用した水泳授業の試行結果を整理し、今後の施設のあり方を検討

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校給食；安全安心な学校給食の提供を前提に、施設・設備の老朽化と効率性の観点から、提供方式(自校調理方式・デリバリー方式・センター方式)など、学校給食のあり方を検討 ◆ 〔学校施設個別施設計画〕に基づく対応 ◆ 包括的な施設管理業務委託手法の導入に向けた検討
適応指導教室	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 適切な環境を確保 ⇒ 移転の検討
公民館	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域づくりにつなげる地域の活動拠点を目指していくことが望まれており、施設の利用度を高めて、より多様な活動ができる施設へと移行することも課題 ◆ 中央公民館；公民館機能を継続しつつ、市民の『生涯学習の中核となる施設』として、市全体の講座等の企画立案機能を担う中核的な役割を果たす ◆ 他の公民館；公民館機能を継続しつつ、地域と行政が連携して地域課題を解決するための学習や実践活動をする『地域の活動拠点となる施設』として、コミュニティセンターを含め、地域の実情に応じて設定 ⇒ 他の機能との複合化を含めて、今後のあり方を検討 ◆ これからの公民館のあり方について、関係機関等と協議・検討 ◆ 施設は、今後も公共施設として管理運営し、計画的に改修を行い、長寿命化を図る ⇒ 〔公民館施設個別施設計画〕に基づく対応 ◆ 市民力や地域力を活かした管理運営手法を検討 ◆ 利用する/しない市民との負担の公平性 ⇒ 受益者負担の適正化を検討(減額・免除規定の見直しを含む)
市民文化会館	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民文化会館の利用実態を精査 ⇒ 多機能化の検討 ◆ 特定天井の脱落対策が未実施、施設・設備の老朽化が顕著 ⇒ 民間活力の活用を含めて、必要な改修を検討 ◆ 将来を見据え、行政センター地区の公共施設を適正に配置するため、他施設との複合化や近隣市との広域連携利用を含め、今後の施設のあり方を検討 ◆ 機能・建物の検討とあわせて、民間活力の活用を含め、効果的・効率的な管理運営を検討
図書館・子ども科学館	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 図書館；「知の拠点」としての役割を担う市内唯一の公共図書館 ⇒ 図書館機能は継続 ◆ 子ども科学館；開館当時とは社会教育環境が大きく変化、老朽化しているプラネタリウムの投影機器等の更新に多大な財政負担 ⇒ 行政センター地区内の公共施設としての位置付けの中で、子ども科学館機能の見直しを含む今後のあり方を検討 ◆ 機能維持のため、計画的な改修を行い長寿命化 ⇒ 〔図書館・子ども科学館個別施設計画〕 ◆ 効果的・効率的な運営を進めるため、民間活力を活用した管理運営手法を検討
文化財保存室	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 他の公共施設へ機能移転した上で、施設を廃止、今後の文化財保存室のあり方を検討 ◆ 資料の整理・保存等の機能のあり方、民間活力の活用を含む管理運営のあり方を検討
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時にも配慮した計画的な施設の維持管理、さらなる利用促進に向けた方策を講じる ◆ 市内に立地する大学・民間施設との連携を図った活用 ◆ 県大会等が開催できる規模・水準の施設(総合運動公園体育館・野球場)；長寿命化 ◆ テニスコート；利用実態を精査 ⇒ あり方を検討 ◆ 屋外プール；老朽化が顕著 ⇒ あり方を検討 ◆ 市民が日常的に使用するスポーツ施設・スポーツ広場；学校の地域開放施設や公民館等の多目的スペース等、民間スポーツジムの設置状況を勘案 ⇒ 施設の配置のあり方を検討 ◆ 運動公園を含む屋外運動施設；類似機能を持つスポーツ広場等と一体的に、利用状況等を精査 ⇒ 配置及び整備方針等を含め、今後のあり方を検討 ◆ 指定管理者制度導入施設；指定管理者制度の適切な運用(要求水準書の検証、モニタリングの強化 等) ◆ 指定管理者制度未導入の施設；民間活力を活用した管理運営手法を検討 ◆ 利用する/しない市民との負担の公平性 ⇒ 受益者負担(施設使用料)の適正化を検討

レクリエーション施設	<p>《御所の入森のコテージ、ふれあいの森日向キャンプ場》◆ 年間の開設日が限定的、近隣に民間のキャンプ場等、老朽化が進行、土砂災害特別警戒区域 →安全性が危惧 ⇒ 廃止</p> <p>◆ 御所の入森のコテージ、ふれあいの森日向キャンプ場、旧・日向ふれあい学習センターの日向3施設は、継続が難しい ⇒ 民間活力の活用等を含めて、日向地区全体の観光振興・地域活性化策を検討</p> <p>《八幡谷戸ふれあいガーデン》◆ 収支の状況を精査し、利用を高めるための方策を検討</p> <p>◆ 指定管理者制度の適切な運用（要求水準書の検証、モニタリングの強化等）</p>
広場 (青少年広場・農村広場)	<p>◆ スポーツ広場、青少年広場、農村広場、小学校の屋外運動場、スポーツ施設の自由広場など、地域のオープンスペースは、類似機能を持つスポーツ広場等と一体的に、利用状況等を精査し、集約化を含め今後のあり方を検討</p>
市営住宅	<p>◆ 市営住宅の需要を踏まえ、民間住宅ストックを活用した市営住宅の提供のあり方を検討</p> <p>◆ 将来的な建替時期を見据え、市営住宅の統廃合等を含めて施設のあり方を検討</p> <p>◆ 〔市営住宅長寿命化計画〕に基づく対応</p> <p>◆ 費用対効果を検証しつつ、民間活力を活用した効率的な管理運営手法を検討</p>
環境衛生施設	<p>◆ ごみの減量化と資源化の推進が喫緊の課題 ⇒ 計画的な改修・修繕等</p> <p>◆ 災害時にも配慮した計画的な施設の維持管理</p> <p>◆ 収集運搬業務の民間委託の拡充の検討</p>
公衆トイレ	<p>〈駅前北口公衆トイレ〉◆ 伊勢原駅北口地区市街地再開発事業にあわせて、あり方検討</p> <p>〈観光用公衆トイレ〉◆ 改修等の必要が生じた段階で、建替等</p> <p>◆ 施設の立地状況などを捉え、効率的な管理運営手法を検討</p> <p>◆ 観光施設維持管理協力金のさらなる普及</p>
その他	<p>《旧・堀江邸》◆ 利用実態を踏まえ、文化財保存室の機能移転先として活用</p> <p>◆ 今後の利活用も含めた機能のあり方・活用手法・施設の改修・管理運営手法等を検討</p> <p>《旧・日向ふれあい学習センター》◆ 日向3施設は、継続が難しい ⇒ 民間活力の活用等を含めて、日向地区全体の観光振興・地域活性化策を検討</p> <p>◆ 老朽化が顕著、土砂災害特別警戒区域 →安全性が危惧 ⇒ 廃止(除却)</p>

《インフラ》

公園施設	<p>◆ 長寿命化に関する計画の見直しを含め、地域特性や災害時にも配慮したあり方についての検討を行い、配置及び整備方針等を決定する</p>
道路施設	<p>◆ 将来の都市のあり方を踏まえ、都市計画道路の見直しや土地利用計画にあわせた既存道路の整理・統合を進める</p> <p>◆ 長寿命化等に関する計画の検証や見直しを含め、優先順位を見極めた上で施設の性能と安全性を確保する</p> <p>◆ 国・県との連携を図り、地域活性化に寄与する整備を進める</p> <p>◆ 高齢者の増加等に対応するためのバリアフリー化や安全安心な歩行空間の確保、また、新たな社会的要請に対応した施設の更新を行う</p>
下水道施設	<p>◆ 下水道事業は独立採算を基本とした公営企業としての運営が求められる事業であることから、アセットマネジメントに取り組み、経営の健全化を図りながら、計画的かつ効率的な下水道施設の維持管理を行う</p> <p>◆ 下水道施設(管渠・終末処理場等)の地震対策や改修・更新を計画的に進める</p>